

厚生年金保険給付調整積立金に関する基本方針

(平成27年10月1日 制定)
(平成29年7月1日 改正)
(平成30年7月19日 改正)
(令和2年3月31日 改正)
(令和3年12月24日 改正)
(令和7年3月31日 最終改正)

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。以下「法」という。）第112条の4第1項の規定に基づき、厚生年金保険給付調整積立金（法第38条の8第1項の規定により、地方公務員共済組合連合会（以下「連合会」という。）に実施機関積立金（厚生年金保険法（昭和29年法律第115号。以下「厚年法」という。）第79条の2に規定する実施機関積立金をいう。以下同じ。）として設ける積立金。以下同じ。）の管理及び運用が適切になされるよう、厚年法第79条の4第1項に規定する積立金基本指針並びに厚年法第79条の6第1項及び法第112条の3第3項の規定に基づき連合会が定める管理運用の方針（以下「管理運用方針等」という。）に適合するように、厚生年金保険給付調整積立金の管理及び運用に係る基本的な方針（以下「基本方針」という。）を次のとおり定める。

I 厚生年金保険給付調整積立金の管理及び運用の基本的な方針

1 基本的な方針

厚生年金保険給付調整積立金の運用について、厚生年金保険給付調整積立金が厚生年金保険の被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の年金給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、専ら厚生年金保険（厚年法第79条の3第3項の規定により法の目的に沿って運用する場合においては、厚生年金保険）の被保険者の利益のために長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって厚生年金保険事業の運営の安定に資することを目的として行う。

このため、リスク・リターン等の特性が異なる複数の資産に適切に分散して投資すること（以下「分散投資」という。）を基本として、長期的な観点からの資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を策定し、厚生年金保険給付調整積立金の管理及び運用を行う。

2 地方公務員共済組合連合会資金運用委員会の活用

経済、金融、資金運用等の学識経験又は実務経験を有する者で構成する地方公務員共済組合連合会資金運用委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

基本方針の策定、変更等厚生年金保険給付調整積立金の管理及び運用に係る専門的事項を検討する場合には、委員会の専門的な知見を活用する。

3 運用力強化のための取組

社会経済環境の変化等に対応しつつ、受託者責任と市場等の発展について求められる役割を果たすために、運用力の強化や運用体制の充実に不断に取り組む必要がある。

そのため、「アセットオーナー・プリンシプル」（令和6年8月28日内閣官房策定）の内容を踏まえつつ、連合会の運用力強化等に係る取組について、「運用力強化の取組方針」を策定し、実行する。

この取組方針は、定期的にその実施状況について確認し、公表するとともに、その内容についても、適宜、改訂をしていく。特に重要な変更については、委員会の審議を経る。

4 資金運用計画

(1) 年間資金運用計画

厚生年金保険給付調整積立金の運用に当たっては、年度開始前に年間資金運用計画を作成する。

年間資金運用計画には、次の事項を記載する。

ア 資金収支の見込み

(ア) 期末残高

(イ) 収入予定額

- a 組合払込金
- b 債券元利金
- c 財政調整拠出金受入金
- d その他の収入

(ウ) 支出予定額

- a 厚生年金拠出金負担金
- b 財政調整拠出金
- c 組合交付金
- d 業務経理への繰入金
- e 義務運用
- f 自主運用（自家運用）
- g 自主運用（委託運用）
- h その他の支出

(エ) 次年度繰越金又は期末残高

イ 運用計画

(ア) 義務運用

地方債又は地方公共団体金融機構の発行する債券の取得

(イ) 自主運用

- a 自家運用
- b 委託運用

(2) 四半期資金運用計画

厚生年金保険給付調整積立金の運用に当たっては、毎四半期開始前に四半期資金運用計画を作成する。

四半期資金運用計画には、年間資金運用計画を踏まえ、具体的な資金収支の見込みを記載する。

5 機動的な運用

経済環境や市場環境の変化を踏まえ、許容乖離幅の中で機動的に資産構成比を決定する運用（以下「機動的な運用」という。）を行うことができる。この場合、市場環境の確度の高い見通しを行った上で、その見通しを踏まえた運用方針を事前に定めて行うことを前提とする。

また、上記の運用方針を定める場合には、委員会の審議を経るほか、機動的な運用の実施状況を適時に委員会に報告することとする。

なお、機動的な運用を行う場合には、4の(1)年間資金運用計画にもその内容を規定する。

6 合同運用

厚生年金保険給付調整積立金の一部を、組合（法第3条第1項に規定する地方公務員共済組合で、法第27条第2項に規定する構成組合を除く。以下同じ。）又は市町村連合会が連合会に預託したそれぞれの実施機関積立金と合わせて運用することができる。

II 厚生年金保険給付調整積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項

1 受託者責任の徹底

厚生年金保険給付調整積立金の運用に関わる全ての者について、慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守を徹底する。なお、運用受託機関、資産管理機関、生命保険会社等との契約においては、契約書等に明記する。

2 市場及び民間の活動への影響に対する配慮

厚生年金保険給付調整積立金の運用に当たって、市場規模を考慮し、自ら過大なマーケット・インパクトを被ることがないように努めるとともに、市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めないよう配慮し、特に、資金の投入及び回収に当たって、特定の時期への集中を回避するよう努める。

3 スチュワードシップ責任を果たすための活動

被保険者のために財産価値を長期的に増大させるという受託者責任を果たすため、スチュワードシップ活動（機関投資家が、株主議決権の行使やエンゲージメント（投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティ（ESG要素を含む中長期的な持続可能性をいう。）の考慮に基づく建設的な「目的を持った対話」をいう。）等を通じて、投資先企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、顧客・受益者の中長期的な投資リターンの拡大を図る活動をいう。以下同じ。）に取り組む。

連合会は資金運用について、運用受託機関を通じて企業に投資する形態を取っていることから、スチュワードシップ活動についても、運用受託機関を通じて行う。

運用受託機関に対しては、株主議決権について、企業が長期的に株主の利益を最大にするような企業経営を行うよう行使することなど、スチュワードシップ責任を果たすための方針、コーポレートガバナンス原則、株主議決権行使ガイドライン等の連合会が定める方針に基づきスチュワードシップ活動を行うことを求め、連合会は、各運用受託機関の議決権行使の状況をはじめとした取組状況等について報告を求め、モニタリングする。

また、「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》（平成26年2月26日日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会取りまとめ）及びコーポレートガバナンス・コード（平成27年6月1日株式会社東京証券取引所）を踏まえ、コーポレートガバナンス原則、株主議決権行使ガイドライン等を随時見直す。

コーポレートガバナンス原則及び株主議決権行使ガイドラインを見直す場合には委員会の審議を経るとともに、スチュワードシップ活動の状況については、適時に委員会に

報告を行う。

さらに、スチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための一助として、必要に応じ、他の実施機関、他の管理運用主体（年金積立金管理運用独立行政法人、国家公務員共済組合連合会及び日本私立学校振興・共済事業団）、運用受託機関等と意見交換を行うことに加え、民間企業の経営に連合会が直接的な影響を及ぼさないよう配慮することを前提に投資先企業との意見交換を行う。

4 ESGを考慮した投資

厚生年金保険給付調整積立金の運用において、投資先及び市場全体の持続的成長が、運用資産の長期的な投資収益の拡大に必要なものであるとの考え方を踏まえ、被保険者の利益のために長期的な収益を確保する観点から、財務的な要素に加えて、非財務的要素であるESG（環境、社会、ガバナンス）を考慮した投資を推進することについて、個別に検討した上で、必要な取組を実施する。

5 インパクトを考慮した投資

被保険者の利益のために長期的な収益確保を図る観点から、投資先の持続的な成長可能性等を評価する際、非財務的要素の一つとして、投資先の事業内容がもたらす社会・環境の効果（インパクト）を考慮した投資を推進することについて、個別に検討した上で、必要な取組を実施する。

6 他の実施機関との協力・連携

他の実施機関に対して、積立金の管理及び運用に関する技術的及び専門的な知識、資料等の提供を行うとともに、他の実施機関が実施した調査研究等の取組を把握し、把握した情報について適宜に情報提供を行うなど、他の実施機関との情報交換及び連絡調整を行う。

また、実施機関積立金の運用に係る業務の実施に関して、必要な情報提供を行うなど、相互に連携を図りながら協力する。

Ⅲ 厚生年金保険給付調整積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項

1 運用の目標

厚生年金保険給付調整積立金の運用は、厚年法第2条の4第1項及び国民年金法（昭和34年法律第141号）第4条の3第1項に規定する財政の現況及び見通し及び厚生年金保険給付調整積立金の運用において将来合理的に期待できる運用利回りの水準を踏まえ、保険給付等に必要な流動性を確保しつつ、必要となる積立金の実質的な運用利回り（積立金の運用利回りから名目賃金上昇率を差し引いたものをいう。）1.9%を最低限のリスクで確保するよう、基本ポートフォリオを定め、これを適切に管理する。

その際、市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めないよう配慮する。

また、長期的に資産全体の複合ベンチマーク収益率（各資産のベンチマーク収益率を基本ポートフォリオの各資産の構成割合で加重平均して算出したものをいう。以下同じ。）を確保するとともに、各年度における資産全体の複合ベンチマーク収益率及び各資産のベンチマーク収益率を確保するよう努める。

ベンチマークについては、市場を反映した構成であること、投資可能な有価証券により構成されていること、その指標の詳細が開示されていること、管理積立金（厚年法第

79条の6第1項に規定する管理積立金をいう。以下同じ。)のベンチマークと整合的であること等を勘案しつつ適切な市場指標を用いる。

パフォーマンス評価に当たっては、ベンチマーク収益率を基に適切な方法を用いる。その際、要因分析の精緻化や透明性の向上等の観点から、資産配分効果、ベンチマーク選択効果、ファンド選択効果等できる限り投資行動に沿った要因分解を行うよう努める。

2 基本ポートフォリオの基本的な考え方

基本ポートフォリオは、管理運用方針等に適合し、運用の目標に沿った資産構成割合及び許容乖離幅とし、資産の管理及び運用に関し一般に認められている専門的な知見並びに内外の経済動向を考慮して、フォワード・ルッキングなリスク分析を踏まえて長期的な観点から設定する。

その際、名目賃金上昇率からの下振れリスクが全額国内債券の場合を超えないこととするとともに、リターンが名目賃金上昇率を下回る時の平均的な不足率が最も小さいポートフォリオとする。また、予定された積立金額を下回る可能性の大きさについて確認する。

基本ポートフォリオの設定に当たっては、委員会の審議を経て運営審議会（法第38条の4第1項に規定する運営審議会をいう。以下同じ。）に報告する。

3 基本ポートフォリオ

(1) 資産区分及び資産構成割合

基本ポートフォリオを構成する資産区分については、国内債券、国内株式、外国債券及び外国株式とし、基本ポートフォリオの資産構成割合及び許容乖離幅を次のとおり定める。

なお、次に定める基本ポートフォリオへ移行するまでの間、許容乖離幅を超過することについては許容するものとする。

資産	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式
資産構成割合	25%	25%	25%	25%
許容乖離幅	±9%	±9%	±7%	±9%

(注) 短期資産は、国内債券に区分する。

(2) オルタナティブ資産の位置づけ

オルタナティブ資産（インフラストラクチャー、プライベートエクイティ、不動産等の非伝統的資産。以下同じ。）は、リスク・リターン等の特性に応じて国内債券、国内株式、外国債券又は外国株式に区分し、資産全体の5%を上限とする。経済環境や市場環境の変化により、当該上限を一定期間上回る場合には、適切な対応を検討し、実施するとともに、当該上限からの上振れ状況や背景、対応状況等について、適時に委員会に報告する。

4 ベンチマーク

各資産のベンチマークは、次のとおりとする。

(1) 国内債券

NOMURA-BPI 総合

(2) 国内株式

TOPIX (配当込み)

(3) 外国債券

FTSE世界国債インデックス (除く日本、中国、ヘッジなし・円ベース)

(4) 外国株式

MSCI ACWI (除く日本、円ベース、配当込み、税考慮前)

5 基本ポートフォリオの見直し

市場動向を踏まえた適切なリスク管理等を行い、毎年1回基本ポートフォリオの検証を行うほか、設定時に想定した運用環境が現実から乖離しているなど必要があると認める場合には、基本ポートフォリオに検討を加え、必要に応じ、見直しを行う。基本ポートフォリオの見直しに当たっては、委員会の審議を経て運営審議会に報告する。なお、市場への影響等に鑑み必要があると認めるときは、ポートフォリオを見直し後の基本ポートフォリオに円滑に移行させるため、移行ポートフォリオ（基本ポートフォリオを実現するまでの経過的な資産の構成割合をいう。）を設定する。

6 支出のための流動性の確保

年金財政の見通し及び収支状況を踏まえ、厚生年金拠出金負担金、財政調整拠出金、組合交付金等の支出に必要な流動性（現金等）を確保するとともに、効率的な現金管理を行う。

その際、市場の価格形成等に配慮しつつ、円滑に資産の売却等を行い、不足なく確実に資金を確保するため、市場動向の把握・分析等必要な機能の強化を図る。

7 リスク管理

分散投資を行うことをリスク管理の基本とし、厚生年金保険給付調整積立金の管理及び運用に伴う各種リスクの管理を適切に行う。

また、厚生年金保険給付調整積立金について、運用受託機関及び資産管理機関への委託、生命保険会社の団体生存保険による運用並びに義務運用及び自家運用により管理及び運用を行うとともに、運用受託機関、資産管理機関及び生命保険会社からの報告等に基づき、資産全体、各資産、各運用受託機関、各資産管理機関及び各生命保険会社並びに義務運用及び自家運用について、次の方法によりリスク管理を行う。これらのリスク管理については、その実施方針について委員会の審議を経て運営審議会に報告するとともに、リスク管理の状況については、適時に運営審議会及び委員会に報告を行う。

(1) 資産全体

ポートフォリオを適切に管理するため、厚生年金保険給付調整積立金の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも毎月1回把握するとともに、必要な措置を講じる。併せて、厚生年金保険給付調整積立金の資産構成割合と管理積立金の基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも毎月1回把握する。

また、適切かつ円滑なリバランスを実施するため、市場動向の把握・分析等必要な機

能の強化を図る。

さらに、資産全体のリスクを確認し、リスク負担の程度についての分析及び評価並びに各年度の複合ベンチマーク収益率との乖離要因の分析等を行う。

(2) 各資産

各資産に係る市場リスク、流動性リスク、信用リスク、カントリーリスク等を管理する。

(3) 各運用受託機関

各運用受託機関に対し運用に関するガイドライン（以下「運用ガイドライン」という。）及びベンチマークを示し、各機関の運用状況及びリスク負担の状況や運用体制の変更等を把握し、適切に管理する。

また、運用受託機関の運用スタイル分散を図る等マネジャー・ストラクチャーについて適切な管理を行う。

(4) 各資産管理機関

各資産管理機関に対し資産管理に関するガイドライン（以下「資産管理ガイドライン」という。）を示し、各機関の資産管理状況や資産管理体制の変更等を把握し、各機関の信用リスク等について、適切に管理する。

また、資産管理機関における安定的な運営状況を継続的に注視する。

(5) 各生命保険会社

各社の経営状況及び資産管理状況を把握し、適切に管理する。

(6) 義務運用及び自家運用

運用に関するガイドライン（以下「自家運用ガイドライン」という。）を定め、運用状況及びリスク負担の状況を確認するなど、適切に管理する。

8 運用手法

(1) 基本的な考え方

原則としてパッシブ運用とアクティブ運用を併用する。その上で、アクティブ運用に取り組むことにより超過収益の獲得を目指すものとする。ただし、アクティブ運用については、過去の運用実績も勘案し、超過収益が獲得できるとの期待を裏付ける十分な根拠の下、合理的なリスク選択を行うことを前提に、ファンド選定基準等について委員会の審議を経た上で実施する。また、委員会から求めがあった事項について適時に報告するなど委員会による適切なモニタリングの下で、その透明性を確保する。

ベンチマークについては、伝統的な時価総額型インデックスのみならず、運用収益向上の観点から、必要に応じ、新たなベンチマークの採用についても検討する。

(2) 運用の具体的手法

ア 義務運用

地方公務員等共済組合法施行規則（昭和37年自治省令第20号）第11条の10の3に基づき、地方債又は地方公共団体金融機構の発行する債券の取得により運用する場合の資産管理の委託は次のとおり行う。

(ア) 義務運用資産の管理を資産管理機関に委託することができる。当該資産管理機関に対しては、以下の点及び資産管理ガイドラインの遵守を求める。

- a 連合会からの受託資産は、他の信託財産として分別し、厳正に管理・保管すること。
- b 有価証券の受渡し及び資金決済に際しては、細心の注意を払うこと。
- c 再保管業務の委託に当たっては信用リスク、事務管理能力、コスト等に十分留意すること。
- d 毎月末の資産の管理状況に関する資料の提出並びに随時必要な資料の提出及び説明を行うこと。
- e 法令、契約書等を遵守するとともに、その確保のための体制の整備を図ること。

(イ) 資産管理機関が法令、契約書、資産管理ガイドライン等に反する行為を行った場合には、速やかに報告を求めることとし、必要に応じて指示を行う。

イ 自家運用

厚生年金保険給付調整積立金の安全かつ効率的な運用に資するため、その一部について、長期、短期等の別に次の規定及び自家運用ガイドラインに基づき、管理及び運用を行う。

(ア) 種別

a 長期運用

(a) 基本的な考え方

次の事項を勘案し、長期的に有利な運用に努める。

- ① 発行体の信用力及び市場流動性
- ② 表面利率、取得単価及び残存期間
- ③ 金利見通し

(b) 投資対象資産

投資対象は、次の円貨建て有価証券とする。

- ① 国債
- ② 地方債
- ③ 特別の法律により法人の発行する債券（政府保証が付されたものに限る。）
- ④ 別表に定める格付機関（以下「格付機関」という。）のいずれかからA格以上の格付を得ている債券。ただし、格付のない債券については、その発行体が格付機関のいずれかからA格以上の格付を得ている銘柄を投資対象とすることができる。

(c) 管理運用上の留意事項

① 分散投資

国債、地方債及び特別の法律により法人の発行する債券（政府保証が付されたものに限る。）以外の債券を取得する場合には、同一の発行体が発行した債券への投資額は、自家運用資産の10%以内とする。

② 取得債券格下げ時の対応

国債、地方債及び特別の法律により法人の発行する債券（政府保証が付されたものに限る。）以外の債券で、取得後にいずれの格付機関による格付もA格未満となった場合は、発行体の信用リスク等に十分留意した上で、売却等の措置を講じることとする。

③ 仕組債への対応

仕組債については、その仕組み上元本リスクが発生しないもの限り投資対

象とすることとし、組成内容が同種のものは、その合計額が自家運用資産の10%以内とする。

b 短期運用

(a) 基本的な考え方

厚生年金保険給付調整経理における効率的な資金配分を図るための運用であって、その金額は必要最小限にとどめるとともに、安全性及び流動性、運用可能期間並びに短期金利の動向を勘案し、有利な運用に努める。

(b) 投資対象資産

投資対象資産は、短期国債、国庫短期証券、預金、譲渡性預金、格付機関のいずれかからA格相当以上の格付を取得しているコマーシャル・ペーパー（含む現先取引）、MMF等とする。

c 他経理への貸付け

他経理への貸付けについては、連合会が別に定めるところにより行うこととする。ただし、退職等年金給付調整経理及び経過的長期給付調整経理への貸付けは行わない。

(イ) 取引金融機関

取引金融機関の選定については、自家運用ガイドラインで定める基準により行う。

(ウ) 資産管理の委託

a 連合会は、自家運用資産の管理を資産管理機関に委託することができる。

b アの(ア)及び(イ)の規定は、自家運用資産の管理を資産管理機関に委託する場合について準用する。この場合において、「義務運用資産」とあるのは「自家運用資産」として、これらの規定を適用する。

ウ 信託による委託運用

投資顧問会社との投資一任契約による特定金銭信託及び特定包括信託並びに信託業務を行う銀行の単独運用指定金銭信託及び単独運用指定包括信託による委託運用は、次に掲げるところにより行う。

連合会は、運用受託機関及び資産管理機関に対し、本方針に基づき資産の管理及び運用を行わせる。

(ア) 運用受託機関への基準とする資産の比率（以下「基準運用割合」という。）の指示
基本ポートフォリオに基づき、資産構成割合、運用スタイルの分散等を考慮し、運用受託機関の特性及び評価に応じて、基準運用割合を指示する。

なお、基準運用割合を変更することが適当であると認められる場合には、速やかに変更を指示する。

(イ) 運用上の遵守事項

運用受託機関は、運用受託機関が提案し、連合会が合意した投資対象資産、運用手法、運用目標数値及びリスク管理指標、連合会が指定するベンチマーク（以下「マネジャー・ベンチマーク」という。）並びに以下の事項に関して連合会が提示する運用ガイドラインを遵守し、連合会は、その遵守状況を管理するとともに必要な指示を行う。

なお、連合会は、信託による委託運用において、運用受託機関に対し、個別銘柄の選択の指示は行わない。

a 一般的事項

(a) 基準運用割合

運用受託機関は、連合会の指示した基準運用割合を遵守しなければならない。

(b) 運用スタイル等の登録

運用受託機関は、資産区分ごとの運用哲学及びそれに基づく運用スタイル・運用プロセスを明らかにし、連合会に登録するとともに、登録した事項について遵守しなければならない。また、これを変更する場合は、連合会と協議する。

(c) リスク管理の徹底

運用受託機関は、連合会が提示した運用ガイドラインを遵守し、リスク管理を徹底しなければならない。

(d) 法令遵守体制の整備

運用受託機関は、法令、契約書、運用ガイドライン等を遵守するとともに、その確保のための体制の整備を図らなければならない。

(e) 投資に関する留意事項

運用受託機関は、投資に際しては次の事項に留意しなければならない。

- ① 十分な調査及び分析を行った上で投資を行うとともに、適切な分散化を図ること。また、特に外貨建資産については、政治及び経済の安定性並びに決済システム、取引規制、税制等の市場の特性を十分勘案した上で、投資対象国及び通貨を選定すること。
- ② 個別銘柄の組入れに当たっては、流動性についても十分勘案して行うこと。
- ③ 国内株式、国内債券（国債、地方債及び特別の法律により法人の発行する債券（政府保証が付されたものに限る。）を除く。）、外国株式及び外国債券（マネジャー・ベンチマーク構成国の国債を除く。）を取得する場合、同一発行体への投資は、当該資産の時価の10%を上限とする。ただし、マネジャー・ベンチマークにおける個別銘柄の時価構成比がこの制限を超える場合、運用手法の特性によりこの制限を超える場合等、上記制限によりがたい合理的な理由がある場合にはこの限りではない。上記制限を超える場合には、連合会に報告すること。
- ④ 取引に際しては市場インパクト等に細心の注意を払い、無用なコストは回避するように最善を尽くすこと。
- ⑤ 親会社、親会社の系列又は自社の系列の証券会社及びその海外現地法人に発注を行う場合には、発注先証券会社等を報告すること。
- ⑥ 取引を行う証券会社等の選定については信用力等に十分留意するとともに、取引実績を報告すること。

(f) デリバティブ取引

運用受託機関は、有価証券、通貨若しくは金利に係る先物取引、先渡為替予約、指数先物取引若しくはオプション取引又は通貨若しくは金利に係るスワップ取引（以下「デリバティブ取引」という。）の取扱いについては次の事項に留意しなければならない。

- ① デリバティブ取引は、株式、債券、外国為替等の原資産における価格変動リスクを一時的にヘッジ（以下「売りヘッジ」という。）、又は原資産の一時的な代替（以下「買いヘッジ」という。）を目的とするものとし、投機目的の利用は行わないこと。ただし、連合会が提示する運用ガイドラインの定めにより、売りヘッジ又は買いヘッジ以外を目的とするデリバティブ取引を行うことがで

きる。

- ② 売りヘッジ又は買いヘッジを目的としたデリバティブ取引の想定元本について、ネットベースで売りヘッジの場合には、デリバティブの想定元本が、現在保有し、又は将来保有することが確定している原資産の範囲内とし、ネットベースで買いヘッジの場合には、現在保有し、又は将来保有することが確定している余裕資金の範囲内を限度とすること。

b 国内債券

- (a) 投資対象は、円貨建て債券とする。
- (b) 国債、地方債及び特別の法律により法人の発行する債券（政府保証が付された債券に限る。）以外の債券について格付機関のいずれかからBBB格以上の格付を得ていること。また、格付のない債券については、連合会が提示する運用ガイドラインの定めにより、その発行体又は保証機関が格付機関のいずれかからBBB格以上の格付を得ているものへ投資することができる。
- (c) 上記(b)の債券で、取得後にいずれの格付機関による格付もBBB格未満となった場合は、発行体の信用リスク等に十分留意した上で、売却等の措置を講じること。

c 国内株式

投資対象は、国内証券取引所に公開されている株式（不動産投資信託証券を含む。）の銘柄とする。なお、保有銘柄が株式移転、株式交換等によって一時的に非公開となる場合又は新たに公開される銘柄を取得する場合は、当該銘柄を国内証券取引所に公開されている株式（不動産投資信託証券を含む。）の銘柄として取扱うこと。

d 外国債券

- (a) 投資対象は、外貨建ての債券とする。
- (b) 当該債券（格付のない債券について、その発行体又は保証機関）について、格付機関のいずれかからBBB格以上の格付を得ていること。ただし、合理的な理由があるときは、発行体の信用リスク等に十分留意した上で、連合会が提示する運用ガイドラインの定めにより、この格付に満たないものへ投資することができる。
- (c) 上記(b)の債券（(b)のただし書に係るものを除く。）で、取得後にいずれの格付機関による格付もBBB格未満となった場合は、発行体の信用リスク等に十分留意した上で、売却等の措置を講じること。ただし、合理的な理由があるときは、発行体の信用リスク等に十分留意した上で、連合会が提示する運用ガイドラインの定めにより、この格付に満たないものを保有することができる。

e 外国株式

投資対象は、外国の各証券取引所又は店頭市場において公開された外貨建ての株式（不動産投資信託証券を含む。）とする。また、連合会が提示する運用ガイドラインの定めにより、その他の銘柄又は預託証書等へ投資することができる。

f 新株予約権付社債

新株予約権付社債については独立した資産とはせず、国内債券又は国内株式の代替資産として取り扱う。

g ヘッジ付き外貨建て資産

ヘッジ付き外貨建て資産については、リスク・リターン等の特性に応じて国内債券、国内株式、外国債券又は外国株式に区分し取り扱う。

h オルタナティブ資産

オルタナティブ資産については、独立した資産とはせず、リスク・リターン等の特性に応じて国内債券、国内株式、外国債券又は外国株式に区分し取り扱う。また、下記9の検討の結果を踏まえ、投資対象として適切なものであることを見極めた上で投資する。

i 短期資産

ファンド内で保有する短期資産については、3の(1)の規定にかかわらず、当該ファンドの投資対象資産に応じて国内債券、国内株式、外国債券又は外国株式に区分し取り扱う。また、安全性及び流動性、運用可能期間並びに短期金利の動向を勘案した上で運用することができる。

(ウ) 資産管理上の留意点

アの(ア)の規定は、信託による委託運用の資産の管理を資産管理機関に委託する場合について準用する。この場合において、「義務運用資産」とあるのは「信託による委託運用の資産」として、これらの規定を適用する。

(エ) 運用状況の報告

運用状況については、四半期ごとに運用受託機関から別に定める様式に従って資料を提出させ、定期的に運用結果の総括と運用方針についてヒアリングを行い、必要に応じて、運用に関する指示を行う。

また、各月ごとに運用受託機関から別に定める様式に従って資料を提出させるとともに、必要に応じ随時、運用受託機関に運用状況、投資行動等の説明を求める。

(オ) その他の報告

運用受託機関及び資産管理機関が法令、契約書、運用ガイドライン、資産管理ガイドライン等に反する行為を行った場合には、速やかに報告を求めることとし、必要に応じて指示を行う。

エ 団体生存保険による運用

団体生存保険による運用は、当該運用に係るガイドラインを定め、次に掲げるところにより行う。

(ア) 生命保険会社の選定基準

生命保険会社の選定に当たっては、別に定める団体生存保険による運用に係るガイドラインに基づき、財務内容、特別配当の状況等を勘案して決定する。

(イ) 団体生存保険の設定及び資金の追加

団体生存保険による運用を行う場合は、(ア)の基準により選定した生命保険会社と個別契約方式により行うこととし、運用資金の金額及び資金の追加は、各生命保険会社の総資産額、財務内容、特別配当の状況等を勘案して決定する。

(ウ) 保険契約の解約

予定利率、各生命保険会社の財務内容、その他投資環境に著しい変動が生じた場合には、団体生存保険契約協定書に定める手続に基づき、保険契約の全部又は一部を解約することを検討する。

(3) 運用受託機関等の選定、評価等

ア 運用受託機関の選定

運用受託機関の選定に当たっては、以下の項目等について詳細なヒアリングを実施した上で、基本ポートフォリオに基づき、連合会全体における運用スタイルの分散等を総合的に勘案して決定する。再委託先など実質的投資判断を行う他の法人(ウにお

いて「再委託先等」という。)がある場合には、同様に以下の項目等について確認する。
(ア) 経営状況(財務内容、従業員数、顧客状況等)が安定していると認められること。
(イ) 運用哲学、運用手法、運用体制、法令遵守体制等の定性評価が良好であること。
(ウ) 一定期間以上良好な運用成果を上げていること。

イ 資産管理機関の選定

資産管理機関については、次の要件を満たす信託業務を行う金融機関の中から選定する。再委託先及び共同受託先(エにおいて「再委託先等」という。)がある場合には、同様に以下の項目について確認する。

(ア) 経営状況(財務内容、従業員数、顧客状況等)が安定していると認められること。
(イ) 資産管理状況が良好であること。
(ウ) 法令等の遵守体制が整備されていること。

ウ 運用受託機関の評価

運用受託機関に対する評価については、定量評価と定性評価を合わせて総合的に行う。再委託先等がある場合には、同様の観点から確認する。

(ア) 定量評価

マネジャー・ベンチマークに対する超過収益率やその超過収益率獲得のためにとつたリスクの大きさを勘案した指標によるほか、運用スタイルに適した方法等により評価を行うこととする。

(イ) 定性評価

運用哲学、運用手法、運用体制等の確認に加え、ポートフォリオの運用内容の質の評価やコミュニケーション能力の評価を行うほか、運用スタイルに適した方法等により評価を行うこととする。

エ 資産管理機関の評価

資産管理機関に対する評価については、経営状況、資産管理状況及び法令等の遵守体制について、適時、定性評価を行うとともにその適性を判断する。再委託先等がある場合には、同様の観点から確認する。

オ 委託金額の追加及び減額

以下の場合には、必要に応じて、委託金額の追加及び契約の解除を含めた減額を検討する。

(ア) ウの評価により行う場合

(イ) 連合会全体の資産構成割合が基本ポートフォリオから乖離し、調整を行う場合

(ウ) 運用スタイルの分散等を考慮した調整を行う場合

なお、運用受託機関等が法令、契約書、運用ガイドライン等に違反したと認められる場合又は運用上重大な問題が生じた場合等においては、運用受託機関等との契約の解除を含め委託金額の減額、運用ガイドラインの変更等について検討を行い、適時、対応する。

9 運用対象の多様化

運用対象について、Iの1の基本的な方針に基づき、分散投資を進めるため、オルタナティブ投資等その多様化を図る。新たな運用対象の追加に当たっては、被保険者の利益に資することを前提に、幅広く検討し、委員会の審議を経て決定する。

オルタナティブ投資については、分散投資の効果が認められること、超過収益が獲得できるとの期待を裏付ける十分な根拠を得ることを前提とし、その運用方針を事前に委員会の審議を経て定めた上で実施する。実施に際しては、実施状況や委員会から求めの

あった事項について、適時に報告するなど委員会による適切なモニタリングの下で取り組む。

その際、オルタナティブ投資が、市場性、収益性、個別性、取引コスト、情報開示の状況などの固有のリスク等があることを踏まえ、運用を行うために必要な運用・リスク管理体制を整備するとともに、継続的にその充実を図る。

オルタナティブ資産の評価については、資産の管理及び運用に関し一般に認められている専門的な知見に基づき評価方法を明らかにするよう努める。

IV その他厚生年金保険給付調整積立金の適切な管理及び運用に関し必要な事項

1 透明性の向上

厚生年金保険給付調整積立金の管理及び運用に関して、各年度の運用資産全体及び資産区分ごとの運用収益やリスクの状況、オルタナティブ投資の状況、運用受託機関等の状況、管理運用委託手数料並びにスチュワードシップ活動の状況その他の管理及び運用実績の状況等について、毎年1回ホームページ等で迅速に公表する。

また、各四半期の運用資産全体及び資産区分ごとの運用収益の状況等について、四半期ごとにホームページ等で迅速に公表する。

公開する資料について、より一層分かりやすいように工夫するとともに、運用の多様化、高度化や国際化に対応した情報公開・広報活動の充実を図る。

これらの公表については、適時に運営審議会及び委員会に報告を行う。

運用受託機関等の選定については、例えば、選定基準については委員会の審議を経るほか、実施状況や委員会から求めのあった事項についても適時に報告するなど委員会による適切なモニタリングの下に置くほか、選定結果を適時に公表するなど、その透明性を確保する。

これらの公表等に当たっては、市場への影響に留意する。

2 高度で専門的な人材の確保等の業務運営体制の充実

専門的な知見により資産全体を包括的に捉えながら、運用の執行において経済環境や市場環境の変化に対応した機動的な判断を行う機能を強化するため、CIO（チーフ・インベストメント・オフィサー）を置くほか、必要に応じ、高度で専門的な能力を必要とする業務及びそれに必要とされる専門的な能力を精査し、当該能力を有する高度で専門的な人材の確保に努める。

また、職員の資金運用に関する資格の取得を支援するほか、高度で専門的な人材を活用し、実務を通じた知識やスキルの習得の促進、研修等の実施により、職員の業務遂行能力の向上を目指す。

人材育成については、公的年金の資金運用を支える人材に求められる能力やキャリアパスを明確にしつつ、必要な人材の確保及び育成のための人材育成方針を策定し、計画的に取り組む。

専門人材の強化・育成については、適宜、委員会にその状況を報告し、その意見を踏まえて、積極的に推進する。

さらに、効率的・効果的な業務運営を行うため、資金運用に係るデータ処理業務のプロセスやシステムの改善を図る。

3 リスク管理の強化

運用力の強化に合わせて、リスク管理についても、運用部門に対して、適切に牽制機能が発揮されるよう、運用部門から独立したリスク管理に係る責任者の下で強化を図る。

また、必要なリスク管理システムを整備するほか、フォワード・ルッキングなリスク分析機能の強化、リスク管理分析ツールの整備、情報収集・調査機能の強化を進めるなど高度化を図る。

4 調査研究業務の充実

調査研究業務を実施する際は、シンクタンク等へ委託研究を行うとともに、厚生年金保険給付調整積立金の管理及び運用に関するノウハウを联合会内に蓄積するため、高度で専門的な人材を含めた職員が担うことも検討する。また、高度で専門的な人材を採用している場合、その者を活用した内部での調査研究を拡充できるような体制の整備を図り、調査研究によって得られたノウハウを蓄積し、将来にわたって厚生年金保険給付調整積立金の管理及び運用を安全かつ効率的に行うことを検討する。

なお、委託研究を行う場合には、情報漏えい対策を徹底する。

(別表) 格付機関

- 1 株式会社格付投資情報センター
- 2 株式会社日本格付研究所
- 3 S&Pグローバル・レーティング
- 4 フィッチレーティングスリミテッド
- 5 ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク

附 則

この基本方針は、平成27年10月1日から適用する。

附 則

この基本方針は、平成29年7月1日から適用する。

附 則

この基本方針は、平成30年7月19日から適用する。

附 則

この基本方針は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この基本方針は、令和4年1月1日から適用する。

附 則

この基本方針は、令和7年4月1日から適用する。